

文京区立中学校部活動地域展開等推進ワーキング・グループ設置要綱

2025 文教教第 5 号 令和 7 年 4 月 1 日 教育長決定

改正 2025 文教教第 2509 号 令和 8 年 2 月 16 日 教育長決定

(設置)

第 1 条 文京区の中学校部活動の地域展開等の実現に向けて実施する休日の地域クラブ活動のあり方等を総合的に検討することを目的とし、「文京区立中学校部活動地域展開等推進ワーキング・グループ」(以下「ワーキング・グループ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 ワーキング・グループは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 文京区の中学校部活動の地域展開等の実現に向けて実施する休日の部活動及び地域クラブ活動のあり方について
- (2) 地域クラブ活動の推進に必要な事項
- (3) その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 ワーキング・グループは、委員長及び別表に掲げる者につき教育長が委嘱する委員により構成する。

2 委員長は、教育長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

2 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員長は、ワーキング・グループを招集し会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 ワーキング・グループの庶務は、文京区教育委員会教育施策推進担当課長が行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第3条関係)

文京区立中学校長会代表 1人	
野球部顧問代表 1人	
バスケットボール部顧問代表 1人	
バドミントン部顧問代表 1人	
硬式テニス部顧問代表 1人	
ソフトテニス部顧問代表 1人	
卓球部顧問代表 1人	
バレーボール部顧問代表 1人	
陸上競技部顧問代表 1人	
剣道部顧問代表 1人	
柔道部顧問代表 1人	
ダンス部顧問代表 1人	
区職員	教育推進部教育施策推進担当課長